

議案第四十六号

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条・第五十二条」を「第五十一条―第五十二条」に改める。

第二条第一項第六号を次のように改める。

六 満三歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）をいう。

第二条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の

次に次の一号を加える。

七 満三歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（同項第三号に掲げる事業に限る。）をいう。

第六条第二項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第三項中「同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第七条第二項中「法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第十三条第四項第三号イ(1)中「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(2)中「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改め、同号ロ(1)中「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ロ(2)中「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

第二十二条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第二十五条中「幼稚園」を「学校教育法第一条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第三十五条第一項中「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改め、同条第三項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第二号」に、「同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第四項第三号ロ(1)中「教育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」に、「同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」に、「同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

第三十六条第一項中「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満三歳以上保育

認定子ども」に、「同条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第三項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は又は満三歳以上保育認定子ども」に、「同条第四項第三号口(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第四項第三号口(1)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号口(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号口(2)中「満三歳以上保育認定子ども」とあるのは「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

第三十七条第一項中「第二十九条に」を「第二十八条に」に、「第三十二条」及び「第三十条」を「第二十八条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

一 家庭的保育事業、満三歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第十九条第

三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

二 事業所内保育事業 法第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第三十七条に次の一項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第三十九条第二項中「特定地域型保育事業者」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「節」の下に「（第四十三条第一項を除く。）」を加え、同条第四項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける

必要性が高いと認められる満三歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第四十条及び第四十一条中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第四十二条第一項第一号中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第三号中「当該特定地域型保育事業者」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。第六項、第七項、第十一項及び第十二項において同じ。）」を加え、「特定地域型保育の提供を」を「特定地域型保育（満三歳以上限定小規模保育を除く。第六項、第七項及び第十二項において同じ。）の提供を」に改め、「その他の」の下に「法第十九条第三号に掲げる」を加え、同条第七項中「ものに限る。」の下に「又は満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業に限る。）は、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第三号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。

第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」の下に「（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第四十六条第七号中「第三十九条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第四十七条中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第四十八条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第四十九条第二項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第五十条中「満三歳未満保育認定子ども」に限り、特定満三歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第十二条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第十四条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第一項」を「第十四条第一項」に、「読み替える」を「第二十五条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第二十七条の二第一項各号、学校教育法第一条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第五十一条第一項中「が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第一項」を「第十二条第一項」に、「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改め、同条第三項中「いう。次条第三項」

の下に「及び第五十二条第三項」を、「この節（」の下に「第三十七条第三項、第三十九条第三項及び」を加え、「含む。次条第三項」を「含む。第五十二条第三項」に改め、「以下この節」の下に「（第四十三条第一項を除く。）」を加え、「同号又は同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除き、第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満三歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十一条の二 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している

満三歳以上保育認定子どもの総数が、第三十七条第三項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第三十七条第二項、第三十九条第二項及び第四十条第二項を除き、第五十条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第三項中「第十九条第二号」とあるのは「第十九条第一号」と、「満三歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第十九条第二号」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「第二十九条第三項第一号に掲

げる」とあるのは「第三十条第二項第二号に内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」とする。

第五十二条第一項中「が法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満三歳以上保育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満三歳以上保育認定子ども」に、「同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第一項）を「満三歳未満保育認定子ども（第五十一条第一項）に、「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第三項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に、「令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満三歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和八年内閣府令第三号）の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部改正を踏まえ、満三歳以上限定小規模保育事業に係る運営基準の追加等をするため、本案を提出いたします。